

2002年6月16日

## STOP！有事法制6・16全国大集会で片岡副組合長がアピール

### ○平和な海は絶対の生存条件 副組合長 片岡 和夫

海を職場とする私たち船員にとって、有事法制とは、かつての国家総動員法とこれにもとづく「船員徴用令」の悪夢を思い起こさせるものであり、断じて認めることはできません。船員にとって有事法制反対の運動は、自らのいのちと職場の安全を求める、「安全闘争」そのものなのであります。

先の大戦では、船員は「船員徴用令」によって根こそぎ戦時動員され、6万人余が犠牲となりました。船員は、戦後も、多くの国際間の武力紛争に巻き込まれてきました。砲弾飛び交う戦場の海の航海を余儀なくされ、少なからぬ仲間を、戦争で失うという体験を有する労働者集団であります。

こうした過酷な体験を踏まえ、周辺事態法に対しては、港湾の仲間とともに、いち早く反対の声をあげました。米軍に対する後方地域支援活動、例えば民間船舶による物資輸送は紛れもない軍事作戦であり、攻撃の対象となることは戦時国際法からも明白であります。

そして、さまざまな立場の違いを乗り越えて、いのちと職場の安全を共通の要求として、反対運動の先頭に立った、陸・海・空・港湾労組20団体に結集し、その制定に反対し、廃止を強く訴えてきました。また、周辺事態法第9条の「民間協力」から、罰則を適用するなどの強制措置を伴う本格的な戦争動員法、有事法制制定の動きに対し、鋭く警告を発し活動してきました。

私たち船員はじめ交通運輸産業にたずさわる労働者にとって、防衛出動下令のもとで、「業務従事命令」が発動され、強制的に軍事物資や兵員の輸送に動員されるという事態は、仕事と生活の基盤を根底から崩壊させるものであり、労働組合活動も厳しい制約下に置かれることになるでしょう。この事態を準備する有事法制を許してはなりません。国民の暮らしを支える交通運輸産業そのものが、平和であってこそ成り立つことを改めて確認したいと思います。

海員組合は、1昨年、先の大戦で沈められた1万隻を超える民間船舶と、6万人余の戦没船員の鎮魂、自らの「海員不戦の誓い」の証として、神戸の組合支部会館に、「戦没した船と海員の資料館」を開設しました。鎮魂の碑には『海外諸国との友好と協調によって生きる海洋国日本にとって、平和な海は絶対の生存条件であり、われわれ船員は再び海を

戦場にしてはならないと決意する。これは 21 世紀に日本の国民のいのちと暮らしを守る安全保障政策のかなめである』と刻まれています。世界に誇る平和憲法をグローバルスタンダードとする、徹底したあらゆる努力にこそ、海洋国日本の安全保障の基本があると訴えるものであります。

今、有事法制反対の声は大きな国民世論となって小泉内閣を追い詰めています。何としても廃案に、2 度と日の目を見ることのないよう、完全に「お蔵入り」させなければなりません。有事法制問題は、「いのち」と「人が人として生きる権利」をめぐる争いでもあります。この意味で「医療制度改悪」も許してはなりません。これら共通する全国民的課題に対し、今こそ言葉ではなく行動によって、広範な国民の反対世論を総結集し、悪法の成立を許さぬ運動をさらに大きく広げようではありませんか。最後までともに奮闘しましょう。

(02 年 6 月 25 日発行の「船員しんぶん」第 2357 号から転載)